# 近畿都市学会報

# 第200号

2017年10月30日 近畿都市学会

#### 近畿都市学会・連絡先

■近畿都市学会事務局・編集委員会窓口宛先

7530-0001

大阪市北区梅田1-2-2-600

大阪駅前第2ビル6階

大阪市立大学大学院 創造都市研究科

小長谷研究室内 近畿都市学会事務局

Eメール: info@kintoshi.org

ホームページ: http://www.kintoshi.org/

○会費納入先:ゆうちょ銀行 振替口座 00990-7-86235 近畿都市学会 ※ゆうちょ以外の金融機関からは下記で送金できます。

6/2。 ⑥ゆうちょ銀行 〇九九店 (ゼロキュウキュウ店) 当座 0086235 キンキトシカ ツカイ

(編集委員会宛も事務局で共同窓口となりました) **←連絡・入稿はすべて左記のEメールでお願いしま** す。

### 1. 2017 (平成29) 年度秋季大会のお知らせ(確定)

★例年自治体開催である秋季大会は、今年は、大阪府大阪狭山市のご協力を得て、 実施することとなりました。まちづくりについて市長にご講演いただき、エクスカー ションでは、大阪狭山のまちづくりを見て行く予定です。

# 【日時】 2017年11月26日(日) < 例年と異なり日曜開催です> < 大阪 狭山市駅へは、区間急行か急行で北野田乗換>

(エクスカーション集合) 10:00

(エクスカーション集合場所)南海高野線「大阪狭山市駅」改札を出て踏切をわたり すぐのコンビニ前ポケットパーク(地図参照)

(特別講演及び一般研究報告開始) 13:00~

(発表会場)大阪狭山市文化会館(SAYAKAホール)2階 大会議室

南海高野線「大阪狭山市駅」から徒歩3分(地図参照)

【プログラム】(確定)

- (1) 10:00~12:00 エクスカーション《事前申込制》
- ①(集合場所)南海高野線「大阪狭山市駅」南側 改札を大阪からの下り下車、踏切をわりすぐのコンビニ前ポケットパーク→②大阪狭山市の史跡を巡りながら(第1部)→③大阪府立狭山池博物館(当日は館内設備更新のため臨時休館中ですが、特別に見学させていただきます)→④大阪狭山市の史跡を巡りながら(第2部)→⑤(会場)
- 大阪狭山市文化会館(SAYAKAホール)
- (2) 13:00~13:10 《会長挨拶》近畿都市学会会長 碓井照子
- (3) 13:10~14:10 《特別講演》大阪狭山市長 古川照人氏「生涯住み続けたいまち 大阪狭山市をめざして」
- (4)14:20~17:30 《一般研究報告》
  - [1]子ども医療費助成制度に関する自主法条文の計量テキスト分析 基礎自治体 における自主法の構造理解に定位して –

小谷功(大阪市立大学大学院創造都市研究科院生)

- [2] 固定価格買取制度における太陽光発電(50kW以上)にかかる利益の地方から 都市への移転 - 発電事業者の所在地の市町村規模に着目した分析を中心に -加勢田光博(大阪市立大学大学院創造都市研究科院生)
- [3] 高校地理必修化に向けた都市研究分野からの教育現場支援 G | Sを活用し

た都市の諸課題の教材化の試み-

酒井高正(奈良大学文学部)、魚島圭輔・小田原佑・川田早姫・北野万葉・服部成男(奈良大学文学部学生)、石橋憲太郎(奈良大学大学院文学研究科院生)

- [4]米国の大都市圏とNBAチーム本拠地の立地変動 MLB・NFLとの比較 松田隆典(滋賀大学教育学部)
- [5] 堺市における市民農園等の設置主体の多様化と立地の変化 石原肇(大阪産業大学)
- [6] 都市再生としてパブリックアートの特徴 韓国の文来創作村を中心に -キム・テフン (大阪市立大学大学院創造都市研究科院生)
- [7] 近代京都における都市計画と京都イメージ 上野裕(龍谷大学文学部)
- (5) 18:00~19:30 《懇親会》レストランSAYAKA(SAYAKAホール4階)「元祖たこ昌」のたこ焼き割烹 5000円で飲み放題付き

※発表者のみなさまへの注意事項:パソコン、液晶プロジェクター等利用者の方へ ご使用のUSBメモリーは必ずウィルスチェックしてください。

使用するパワーポイントは、Windows版のPowerPoint2013です。USBメモリー (Windowsで読みこめるフォーマット) に保存し、発表前の14:10~14:20か、途中休憩時間までには必ずパソコンデスクトップに保存をお願いいたします。

- **★ エクスカーション、懇親会等の予約の関係がございますので、**
- ★ 参加者希望者は、電子メールにて事務局(info@kintoshi.org)へ
  - 1 エクスカーションの参加の有無
  - ② 懇親会の参加の有無

をお知らせください。締切は11月22日といたします。

#### Ⅱ.近畿都市学会理事会等のご報告

近畿都市学会2017年度第5回理事会は、2017年10月23日(月)に大阪市立大学文化交流センター談話室(大阪駅前第2ビル6階)で開催され、2017年度秋季大会(大阪狭山市)を審議し、会員管理システムの完成と各会員への告知、ニューズレター等を決定しました。

# Ⅲ. 近畿都市学会庶務委員会からのご報告とお願い【会員管理システムの導入について】

専門業者による会員管理システムの導入については、2016 年度総会で承認をいただいたのち準備を進め、本年 2 月に業者(株式会社プロアクティブ)と契約を結び、8 月よりシステムを正式稼働させております。従来の会員管理では、会報や機関誌の発送のための連絡先住所のみを管理してきたため、現段階で新システムに登録しているのは、8 月以降の新入会員を除き、原則として氏名と連絡先住所(自宅か所属先のいずれか一方)のみです。

このシステムは、インターネットの学会専用WEBサイト上で各会員が自分のデータを管理していただく仕様になっていますが、8月以降の新規入会や住所変更等のご連絡については、事務局で代行してデータを更新してきました。

今後は会員ご自身によるデータ更新に移行してまいります。<u>今秋季大会受付にて各会員の「ID、パスワード」および「ご案内文書」を配布いたします。大会ご欠席の会員には、後日郵送いたします。</u>以後は、ご自身のデータにアクセスし、適宜更新していただくこととなります。詳細な内容は「ご案内文書」に掲載しますが、「連絡用電子メールアドレス」など必ずご入力いただきたい事項もありますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【年会費の集金方法について】

他学会の状況など諸般の事情に鑑み、今秋季大会より、ご請求金額のお知らせと払込用 紙のお渡しをさせていただきお振り込みをお願いする予定です。ご不便をおかけしますが、 ご了承いただきますようお願いいたします。

#### Ⅳ. 日本都市学会理事会等のご報告(今年より近畿が本部となりました)

日本都市学会2017年度第3回理事会は、2017年10月27日(金) 東北大会前日に、石巻グランドホテルで開催され、第64回大会(東北)、第65回大会予定(九州)、総会議案等を審議しました。

# V. 日本都市学会、第64回大会(東北担当、石巻市で開催)、 第65回大会(九州担当、福岡市で開催予定)のお知らせ。

日本都市学会第64回大会(2017年度)は、東北都市学会が担当し、2017年10月27日(金)・28日(土)・29日(日)に、宮城県石巻市(会場は石巻魚市場)において、「都市の復興モデルを探る」をテーマに開催されました。

来年の、日本都市学会第65回大会(2018年度)は、九州都市学会が担当し、2018年10月19日(金)、20日(土)、21日(日)に、福岡市において、「成長する都市」をテーマに開催する予定です。 ★ご注意(訂正)本ニューズレター198号(5月号)および、日本都市学会ニューズレター44号(8月号)で、来年の大会は11月2日~4日との予定をお知らせしましたが、その後、地域都市学会のご準備のご都合により、日程およびタイトルが上記に変更となりましたのでご注意ください。

詳細は今後も、ホームページで追って連絡してまいります。学会員の皆様はスケジュールの調整をよろしくお願いいたします。くわしくは、日本都市学会ホームページhttp://www.toshigaku.org/をご覧下さい。ふるってご参加ください。

# VI. 2017 (平成29) 年度秋季大会研究発表要旨

# [1]「子ども医療費助成制度に関する自主法条文の計量テキスト分析ー基礎自 治体における自主法の構造理解に定位してー」

小谷 功(大阪市立大学創造都市研究科院生)

<研究の背景と目的>

基礎自治体における(広義の)自主法は、条例、規則、要領・要綱、規程・内規等に分類される。そのうち中心となるのは条例及び規則である。かかる条例や規則における条項の構造は一般に、趣旨規定が前置され、さらに定義規定が置かれ、その後に手続規定等詳細に関する規定が配置される、とされる。

この点につき、政策としては広く全国の基礎自治体に採用されつつもその内容及び自主法の制定状況が異なる制度において、内容の書きぶりや形式的体裁、さらには条項の構造

に共通の要素をどの程度みてとれるのか。それとも自治体ごとにその要素に「ゆらぎ」が存在するのか。これらを自主法の構造ごとの分類、及び計量テキスト分析の手法を用いて明らかにし、都市における政策を規律する自主法の形式面での記述要素につき検討を行う。 <分析対象と方法>

本研究では「都市」に重点を置いて分析を行う観点から、政令市の自主法(条例・規則等)を分析対象とする。また、制度としては、子ども医療費助成制度を対象とする。

方法としては、まず、①当該子ども医療費助成制度に関する自主法を構造ごとに分類し、 その分類ごとに条文の構成順序を比較する。これにより、自主法の形式的な体裁や条項の 構造における共通の要素について検討を行う。

その上で、②条文をテキストとして扱い、KH Coder を用いて、テキスト計量分析の手法により、条文で使われる語の使用数を確認しその中で特徴的な語を抽出する。さらに、その抽出語相互の共起性をもとにして、条文の内容に対応する自主法の書きぶりの「ゆらぎ」が自治体ごとに存在するのかについて検討を行う。

#### <結果と結論>

子ども医療費助成制度に関する自主法の構造としては、全国的には条例を制定し、その上で運用上の細目について条例施行規則を定めるという形式をとる「条例一規則型」の構成をとる自治体が多数を占めるが、政令市に限った場合にも、同様の傾向がみてとれた。さらに、「条例一規則型」の構成をとる場合、趣旨ないしは目的規定、定義規定をはじめとした規定内容において、手続面などの運用面に影響する規定をどの程度条例内に書き込むか関しては、自治体ごとに一律ではないことが分かった。また、条項の書きぶりにおいて自治体ごとに異なる部分はあるものの、使われる語に極端な相違は見られなかった。これは、子ども医療費助成をはじめとして、医療費助成制度のベースが健康保険制度という国法で規定された制度に依拠したものであることが影響していると理解できる。

# [2]「固定価格買取制度における太陽光発電(50kW 以上)にかかる利益の地方から都市への移転一発電事業者の所在地の市町村規模に着目した分析を中心に一」

#### 加勢田光博(大阪市立大学創造都市研究科院生)

#### 1. 導入

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、FIT法とする。)が全面的に2012年7月1日施行され、電力の固定価格買取制度が導入されてから約5年余りが経過した。この固定価格買取制度により、2012年から2015年までで再エネ(大規模水力除く)の設備導入容量は年平均で約29%増えており、固定価格買取制度は再エネ発電を大きく普及させたといえる。ただ一方で、再エネの買取費用は2.3兆円に上り、国民の賦課金の負担が重くなっているなどの負の側面も指摘されている。

もともと FIT 法は、原発事故後間もない時期に、国民の再エネの普及に対する期待の中可決された法律であり、再エネの急速な普及を促す制度となっていた反面、地元の主体による再エネ発電の普及はさほど重要視されていなかったといえる。

#### 2. 問題点

再生可能エネルギー発電が都市の資本によって行われ、発電による利益がほとんどその地域に残らないとの問題点が指摘されることがあるが、この状況について、網羅的な情報を基に、全体像を明らかにしたものは見当たらなかった。先行研究でもメガソーラー(2,000kW以上)にあたる規模のものについて、企業や自治体がホームページ等で公開し

ている情報に基づき明らかにしているもの等にとどまっている。

そこで、本発表では、国の保有するデータに基づき、太陽光発電(50kW以上)の設備について、地元企業によるものの比率の市町村規模別の傾向、設置場所と事業者住所の市町村規模の比較を通じて、地方から都市に利益が移転している現状を明確にしていく。

なお、昨年の学会発表では、太陽光発電では 500kW 以上を対象としていたが、今回は、 50kW 以上(約 500 ㎡程度の規模が必要と言われる)に範囲を広げ分析し、さらに、都道 府県レベルではなく市町村レベルでの比較分析を行っている。

#### 3. 分析結果

50kW 以上の太陽光発電設備の導入容量全体に占める、法人が設置事業者である設備の 導入容量の割合は、86.1%であった。この内、地元外(市町村外)の法人による発電設備 の割合は、68.1%であった。すなわち、全体に占める地元外の法人が発電している導入容 量の割合は、58.6%となる。

これを市町村の規模別にみていくと、小さな市町村から大きな市町村への利益の移転が 生じており、本発表ではこれをデータに基づいて明らかにしていく。

以上のとおり、固定価格買取制度についての様々な問題点が指摘されているが、その中で も太陽光発電の経済的利益の移転が、地方から都市に生じている現状について分析する。

# [3]「高校地理必修化に向けた都市研究分野からの教育現場支援ーGISを活用した都市の諸課題の教材化の試みー」

酒井高正(奈良大学文学部)、魚島圭輔·小田原佑·川田早姫·北野万葉·服部成男(奈良大学文学部学生)、石橋憲太郎(奈良大学大学院文学研究科院生)

2022 年度から高等学校地歴科において「地理総合」が必修科目として設置されることになっている。1986 年度に地理が必修科目から外されて以来、30 年以上を経ての再必修化であるが、この新科目は「持続可能な社会づくり」に向けて重要な科目と位置づけられている。そうした貢献を実現するために、地球規模から身近な地域までの諸課題を解決する力を育むことが求められ、地図やG I S などの汎用的な地理的技能の養成が必要とされている。高等学校の教育現場で新科目に対応した教育内容を準備するのはもちろんこと、大学でも新科目の展開において高等学校の現場で指導的役割を果たせる教員を養成していくことが必要になってきている。

「持続可能な社会づくり」に向けた解決すべき課題を明確化するうえで、地域社会をめぐる学際的研究の主要分野の一つをなす都市研究は、重要な役割を担うことになろう。具体的には、マクロには地球規模での都市人口爆発から、ミクロには都市内部の様々な都市問題まで、様々なスケールでの課題を都市研究は取り扱っており、それらの諸研究においては地図やGISが重用される場面も少なくない。

現在の高等学校地歴科の教員構成では、上記のように地理が必修科目から外れて久しいため、歴史分野の教員が多く、現代都市の諸課題やGISについての知識・技能を持ち合わせない教員が大多数を占める。数年後に迫った新科目の開講に向けて、高校現場への支援として、都市の諸課題を理解させるための教材やその作成方法についての情報提供が必要である。また、日本都市学会が1団体として加盟する地理学連携機構でも、「地理総合」必修化に向けた対応の議論が進みつつある。これらのことから、都市研究分野からも貢献の可能性が考えられる。

報告者のグループは、地歴科教員資格の課程の置かれたもと、都市研究の初歩を学びつつある学生の立場で、自分で収集したデータをGISを用いて処理することにより、さま

ざまなスケールでの都市の諸課題を提示する教材を作成する試みを行った。本報告では、 高校現場での諸制約も考え、ソフトウェア、データとも無償で容易に入手できるものの利 用を中心に据え、これらの試みの意義と課題を検討する。

#### 【関連 URL】

無料GISソフト「MANDARA」ダウンロード http://ktgis.net/mandara/

無料GISソフト「QGIS」ダウンロード http://www.qgis.org/ja/site/

国交省国土地理院「地理院地図」(国土地理院) http://maps.gsi.go.jp/

国交省国土地理院「基盤地図情報」ダウンロード http://fgd.gsi.go.jp/download/

国交省国土政策局「国土数値情報」ダウンロード http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/

総務省統計局ほか「政府統計の総合窓口 e-Stat」http://www.e-stat.go.jp/

総務省統計局ほか「地図による小地域分析 jSTAT MAP」https://jstatmap.e-stat.go.jp/

# [4]「米国の大都市圏と NBA チーム本拠地の立地変動ーMLB・NFL との比較ー」 松田隆典(滋賀大学)

本報告は前回までに報告した MLB と NFL との比較をしながら、NBA チームの本拠地の立地変動と大都市圏の人口の変化との関係について考察することを目的とする。

プロバスケットボールのリーグとして 1937 年に中西部の中小都市に NBL (National Basketball League) が創設された。1946 年に北東部・中西部の大都市に BAA (Basketball Association of America) が創設されて、1949 年に BAA が NBL を吸収合併して NBA (National Basketball Association) と改称され、17 チームとなった。この初期の形成過程は中西部から北東部への拡張という点で、NFL に類似しているが、NFL は 1920 年代に中西部で創設され、1930 年代に北東部のチームが加盟している。プロバスケットボールリーグの場合は広域な BAA が NBL を合併したが、中西部の中小都市と広域な大都市とが並立している点が類似している。なお、MLB のアメリカンリーグはナショナルリーグのマイナーリーグ(ウェスタンリーグ)から再編されて、北東部のチームも加盟している。

1954年までに中小都市だけでなく大都市のチームも撤退して8チームまで減少したが、60年間両リーグ16チームを維持したMLBはもちろんNFLも所属チームが半減するという危機はなかった。1950年代に残った旧NBLの4チームは中西部の中小都市から中西部・北東部の大都市へ移転した。しかし、この危機を脱して、1960年代に中西部・北東部の大都市のチームが新規加盟する。中小都市の淘汰はNFLと同様に、大都市圏という市場空間の形成に関係していると思われる。

NBA は 1960 年代から 70 年代にかけて、中西部・北東部から西海岸へ移転または新規加盟した。西海岸へ移転・新規加盟は 1950 年代末から 1960 年代までの MLB や 1940 年代後半から 1960 年代までの NFL と共通する現象であるが、MLB や NFL より時期的に遅れている。これは NBA の組織的な安定が遅れたことに関係しているかもしれない。 1980年代に引き続き西海岸へ移転した。

1960年代・70年代に南部へ移転・新規加盟している。この現象は MLB や NFL でも同様にみられる。西海岸で増加し、南部で次に増加するというサンベルトの人口動態に関係していることは間違いない。さらに、NFL と同様に、1990年代から 2000年代にかけて引き続き南部に新規加盟している。NBA が 9 チーム、NFL が 10 チームであるのに対して、MLB は 5 チームの移転または新規加盟にとどまっており、南部への市場拡大が限定的である。また、NBA は 1990年代にカナダの 2 チームが新規加盟しているが、アイスホッケープロリーグ(NHL)とのアリーナ共用にかかわらず、時期的にかなり遅いのは意外である。

MLB は 1968 年・1977 年にカナダへ新規加盟している。

1967年にライバルリーグとして創設された ABA(American Basketball Association)が 1976年に消滅し、うち 4 チームが NBA に加盟している。1960年に AFL が設立され、1970年に NFL と合併したことと類似しているが、AFL は 10 チームが新 NFL に参加し、カンファレンスの一方である AFC の主要な構成チームとなった点で歴史的意味が異なる。

市場空間規模との関連性という点では、1976年にサンアントニオ都市圏で約100万人、2008年にオクラホマシティ都市圏の約130万人で設立されている。MLBの成立関は1970年の都市圏人口約140万人から2010年には約200万人に増加しているので、いずれも全米の市場拡大に対応している。NBAがシーズン80試合で、1試合平均15,000~23,000人の入場者数に対して、MLBは162試合(1960年代以降)のため入場料収入などと関連が強い。NFLはシーズン16試合ということもあり、当初から放映権をリーグで管理して収益分配制度を導入しているが、NBAは全国放送やポストシーズン以外は放映権をチームごとに契約するため、MLB(1990年代以降一部収益分配制度を導入)と同様に収入格差が大きい。NBAはグッズ販売などの収入源が他のリーグより比重が高いといわれる。

# [5]「堺市における市民農園等の設置主体の多様化と立地の変化」 石原 肇 (大阪産業大学)

2015 年 4 月に公布された都市農業振興基本法では、都市農業・農地の多面的機能として、新鮮な農作物の供給はもとより、災害時の防災空間や国土・環境の保全、良好な景観の形成、農業体験・学習と交流の場、都市住民の農業への理解の醸成などが明記されている。農業体験・学習と交流の場、都市住民の農業への理解の醸成に着目すると、これらの機能を発揮させるためには、同法に示された国や地方公共団体が講ずべき基本的施策のうち、農作業を体験することができる環境の整備や国民の理解と関心の増進、都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進が該当するものと考えられる。これらの機能を担うものの一つとして市民農園等が考えられ、増加させていく必要があろう。しかし、市民農園等の整備に関するこれまでの経緯をみると、様々な課題が存在する。

石原(2017)によれば、東京都と大阪府の農業センサスにおける農業関連事業の状況を比較し、東京都では貸農園・体験農園等が行われている場合が多く、大阪府では貸農園・体験農園等はあまり多くないことを明らかにし、大阪府では農地の多くが水田であり、貸農園・体験農園等を展開することが難しいことに起因するものではないかと推測している。大阪府全市町村を対象として市民農園や体験農園等の状況を把握した中で、堺市が最も多様性に富んでいる。そこで、本研究では、堺市に着目して市民農園等が多様性に富んでいる要因を明らかにすることを目的とする。

研究方法は、市民農園等については、2017 年 7 月に堺市農水産課へのヒアリングを行なうとともに公表資料の提供を受けた。また、堺市の公表資料からだけでは不明な点について、JA堺市から情報提供を受け、2017 年 10 月時点でのリストを作成した。このリストから堺市およびJA堺市が把握している市民農園や体験農園等の設置主体や立地状況を分析した。立地状況の都市計画上の確認にあたっては、堺市HPにより都市計画図の検索を行った。また、一部の市民農園等については現地調査を行った。

調査の結果、2000年頃まではJAが設置主体となり、都市的要素が強い地域である中区を中心に市民農園を増加させるとともに、市が農村的要素の強く残っている地域である南区で市民農園の設置主体となり展開した。2000年以降は、構造改革特区の提案を行うことも含め、農家による農業体験農園や民間設置の市民農園の整備に助成を行って増加させて

いる。また、市街化区域と調整区域が隣接する地域が多く、設置者は税制上の課題が少ない調整区域で設置できる地域的特性を活かしている。このように、堺市の市民農園等については、設置主体の多様性や立地の多様性がみられ、その要因としては、市に財政的・企画的な力量があることと堺市の地域的特性の多様性に要因があるものと考えられた。

なお、市街化区域内にある市民農園では、JAが設置者となる複数の市民農園が閉園しており、今後も相続が発生した際に市民農園として継続可能かが課題となろう。他方、民間が設置する市民農園が今後も増加することが予想される。今後の立地の変動を注視していく必要がある。また、大阪府内では、調整区域を有する市が多いことから、堺市のような地域的特性を活かした方策を取り得る地域は多いものと推察され、地域として農業体験・学習と交流の場を確保していく上で、堺市の方策は参考になるであろう。

# [6]「都市再生としてパブリックアートの可能性一韓国の文来創作村を中心に — A Study on the Role of public art in Process of Urban Regeneration through the Case of Mullae creative village.」

#### キム・テフン(大阪市立大学大学院創造都市研究科院生)

キーワード:パブリックアート、文来創作村、人的ネットワーク、鉄材工場、都市再生

#### 1. はじめに

従来のパブリックアートに対する認識は、「公共空間」に設置された彫刻や壁画のような「芸術作品」である。この認識は近年、公的機関・民間企業・市民・芸術家など様々なアクターが相互関係を結ぶことで成り立っており、美術の展示的機能のみが強調されていた初期の性格から大きく変化している(工藤, 2008)。特に韓国の場合、パブリックアートは文化・芸術を通じた都市再生のための政策的手段として用いられ、その結果、政府、自治体、民間を中心に様々な施策と支援とともに都市再生にとって重要性が高まっている。

それは、パブリックアートが芸術的行為にとどまらず、地域の環境や社会の維持・活性化、都市景観の形成、地域文化の向上、精神の豊かさの向上などを目的に行われ、多面的な関係を求めようとする傾向である。しかし、都市再生の文脈において韓国のパブリックアートは、公共主導型の事業の形態として行われ、その結果、モニュメントやストリート・ファニチャーのような一過性中心である作品の設置、芸術家中心、そして地域住民との協業問題が指摘され、パブリックアートの実践にあたって大きな問題を抱える。また、「創造都市」のように都市政策の中に文化・芸術が位置づけられる場合、再開発の影響によるジェントリフィケーションが進み、持続的な活動が阻害される場合も生じる。こうした背景を踏まえ、本稿は、都市再生の文脈においてパブリックアートのあり方を考察する。

本稿でのパブリックアートは、都市に向けられる芸術活動として、多様な関係性から成立する文化・芸術的活動であり、その行為自体が、芸術的作品を生産する活動のみならず、主体、環境、社会的な関係性を形成し、私的領域(個人の芸術的創作活動の範囲)や公的領域(社会、公共)の範囲まで、その関係性を拡大させる文化・芸術的活動であると解釈できる。

本研究では、ソウル市における文来創作村の事例を取り上げている。この地域は、行政の介入あるいは社会的資本の投入以前に、アーティストの自発的な活動を通じて都市環境と文化・芸術の変化が行われた地域であり、鉄材工場と創作村との共存が行われている。また、文来創作村でのパブリックアートは、芸術的作品、事業的性格にとどまらず、地域住民との共同作業を通じてパブリックアートが自律する環境の醸成、そして地域住民、芸術家、従業者など様々な人的・環境的な関係性が構築され、社会的、経済的価値の創出と

# [7]「近代京都における都市計画と京都イメージ」 上野裕(龍谷大学文学部)

近代の都市計画(都市づくり)は、街路の拡幅・新設から始まり、次いで用途地域指定な ど線から面へと変化していく。京都の場合も、三大事業(1907年着手)による市街地主要道 の拡幅(烏丸通、千本通、七条通など 6 路線)、そして市区改正(1919 年)・都市計画事業(1920 年)による市街地周辺での新設街路の建設(西大路通、北大路通など 15 路線)と土地区画整 理事業・用途地域指定と広がっていき、既成市街地における良好な住宅地の創出など今日 の市街地構造の基盤をなす。これらに関わる研究は主に都市史、都市計画学などから多く の成果を得ている。ここでは特に、京都イメージを創出する方格状の街区パターンの形成 過程を、当時の計画書や新聞などを資料に京都市の都市計画の取り組みから考えてみたい。 大正期に入り急増する都市人口、拡大する市街地のコントロール迫られる京都市は、都 市計画事業の導入、実施を当初、市区改正・都市計画街路(市街地を囲む環状道路)と土地 区画整理事業を平行し行っていたが、1926年両者を一体化し実施することとした。この一 体化に重要な役割を果たしたのが京都市敷地割調査会(1922年設置)である。調査会による 報告書『京都市都市計画敷地割報告書』(1923年)の中で、最初に指摘されたのが「従来ノ 京都ハ、南北街ヲ主トセルモ、住宅ニ対シテハ、東西線ヲ主トスルコト、光線直射ヲ受ク ルニ便ナルヲ以テ、住宅区域ハ勉メテ此方針ヲ取ルコトトス、従テ、南北ノ交通上、多少 ノ不便ヲ来ス事ヲ免レサルナリ」で、街区割の格子状という点では歴史を継承しつつ、日 射を受ける東西線を主とする近代的な思想も反映されている。10項目からなる内容は一貫 して京都の都市づくりの歴史性を重視し、かつ「主トシテ郊外地将来ニ応スル計画ヲ樹テ タリ」と、この報告書がその後の区画整理実施の基礎ともなる。

これと同時に、京都市都市計画課による「京都市の発達史(一)~(五)」(京都日出新聞1925.2.23~2.27)は、京都市街の平安時代以来の歴史性、戦乱からの復興、そして都市美という観点を踏まえ、都市計画事業の意義を強調している。加えて「一般市民の心得ねばならぬ市の区画整理案 その理由と方法一施設方法(上)(下)」(京都日出新聞1926.9.8~9.9)、「市民の利害に大関係ある区画整理と補助道路(一)~(一九)」(京都日出新聞1926.8.31~9.19)という一連の京都市の公報に共通するのは、新たな都市づくりのための都市計画事業が平安京以来の歴史性を断ち切るのではなく、むしろその延長戦上にあるという考え方がベースにあることである。同様に区画整理後に新たに形成される町界町名地番設定にもそうした考えが反映されている(京都市土木局長・高田景『大京都の都市計画に就いて』1931年)。明治後半期の三大事業での街路拡幅を含めた都市基盤整備事業による近代都市建設から、大正・昭和前半期の新たな市街地創出では都市づくりの歴史性がより強調され、その過程での方格状の街区形成と考えてもよかろう。

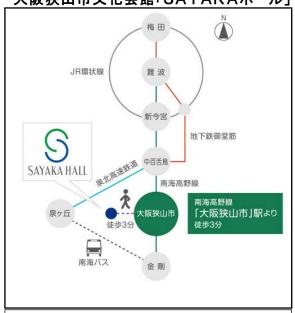
# VII. 2017 (平成29) 年度秋季大会地图

エクスカーション及び発表会場へのアクセス



10





南海高野線「難波駅」より

1)急行の場合、「北野田駅」で各停に乗り 換え2駅目

2)区間急行の場合、乗り換えなし

